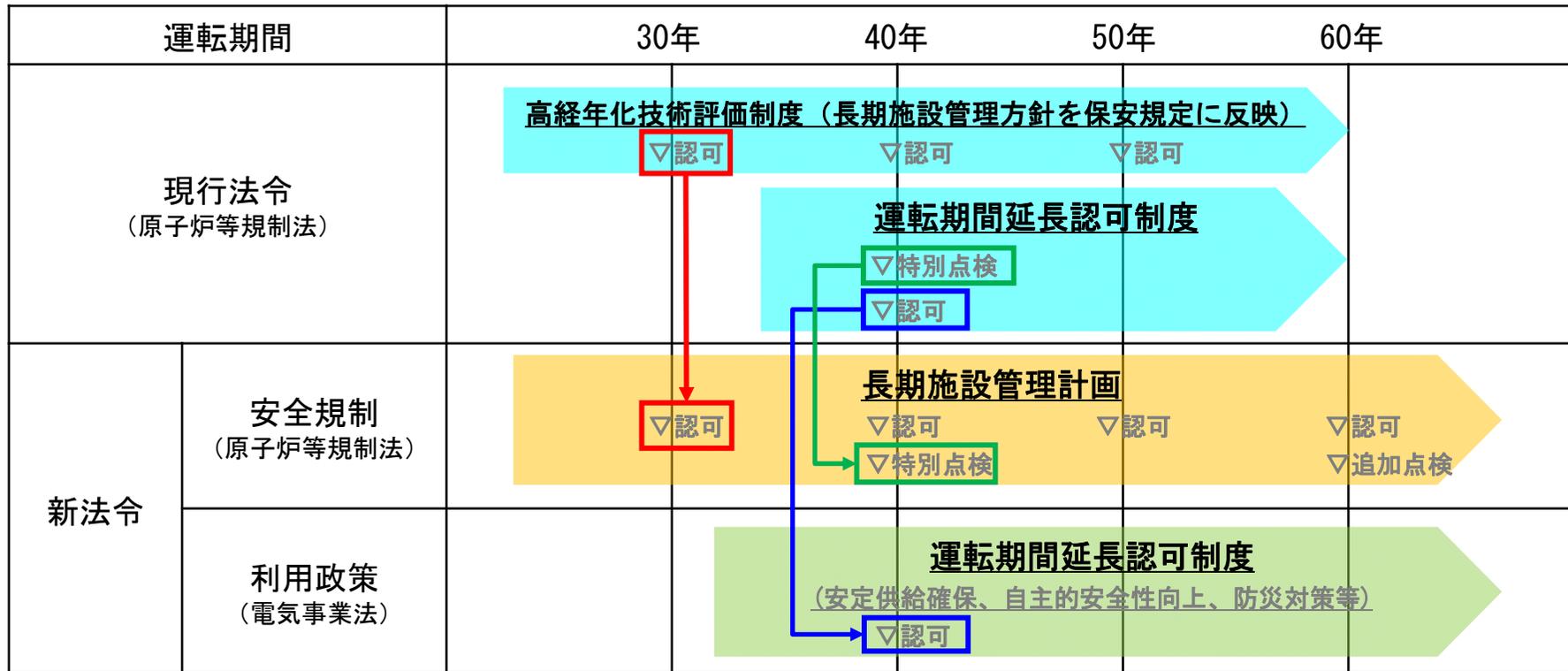


伊方発電所3号機 長期施設管理計画に基づく今後の対応について

2025年6月3日
四国電力株式会社

1. 長期施設管理計画について (1 / 2)

- 2023年5月31日にGX (Green Transformation) 脱炭素電源法案が国会で可決され、高経年化した発電用原子炉に対する規制（**長期施設管理計画の認可制度**）及び発電用原子炉の運転期間に関する法律が一部改正され、2023年6月7日に公布、2025年6月6日に施行されることとなっている。

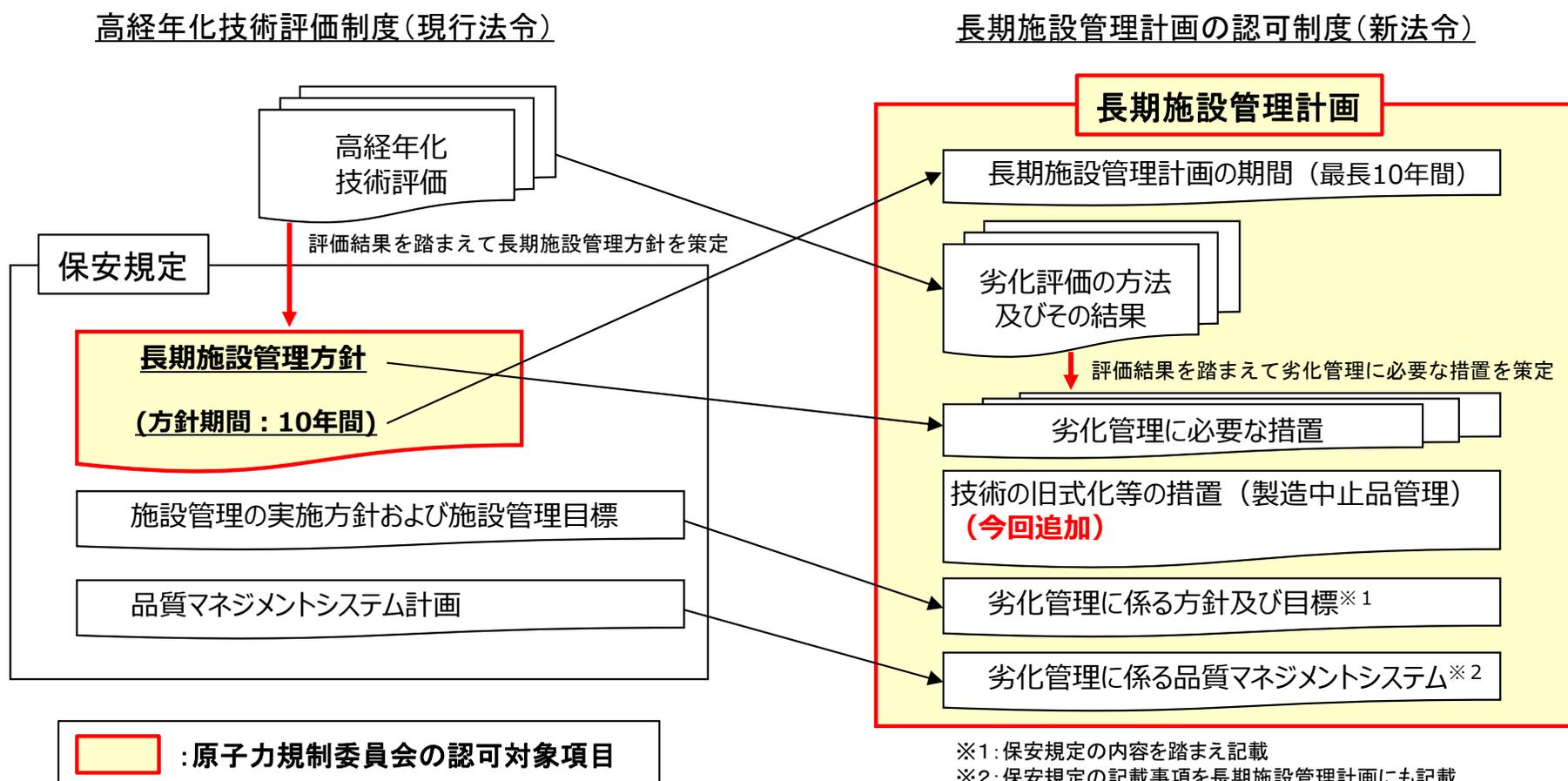


現行法令から新法令への移行イメージ

- 伊方発電所3号機については、新法令施行前に運転開始後30年（2024年12月15日）を経過することから、現行法令と新法令の両方の対応を実施する必要があり、
 - ✓ 現行法令に基づき、長期施設管理方針※1を反映した保安規定変更の認可を2024年10月16日に受けた。
 - ✓ 新法令に基づき、「**長期施設管理計画**※2」を2024年10月31日に申請し、**本年3月27日に認可**を受けた。
- 今後、**従来から実施している保全に加え、今回策定した長期施設管理計画に基づき保全活動を実施**していく。

1. 長期施設管理計画について (2 / 2)

- 現行法令の高経年化技術評価制度では、高経年化技術評価の劣化評価の結果を踏まえた追加の保全策（長期施設管理方針）のみが認可の対象であり、劣化評価の内容は規制による認可の対象ではなかった。
- 長期施設管理計画では、劣化評価に係る技術的な内容は高経年化技術評価とほとんど同じであるが、劣化管理に必要な措置（従来の長期施設管理方針）に加えて、劣化評価の内容、技術の旧式化等の措置として製造中止品に対する管理方法等が新たに認可対象項目として追加され、規制が強化されている。
- また、最新知見等を踏まえて劣化評価の方法等の見直しがあった場合には、必要に応じて劣化評価のやり直しや計画の変更が求められる。



2. 長期施設管理計画に基づく保全活動について

- 今回策定した長期施設管理計画（期間：2025年6月6日～2034年12月14日）に基づいて実施する保全活動の主な項目は以下の通り（2025年5月時点での計画）。
- 今後新たな知見が得られた場合には、必要に応じて長期施設管理計画へ反映していく。

項目		2025年6月6日（新法令施行）	～	2034年12月14日
劣化管理 に必要な 措置	過渡回数の確認 （原子炉容器等の疲労割れ への対応）		2029年度予定 ↔	
	第3回監視試験 （原子炉容器の中性子照射 脆化への対応）		2029年度予定 ↔	
	特定共用施設の特別点検※1 （焼却炉建家） （補正申請にて追加※2）	2025年度 ↔	特別点検の実施（上期） 特別点検の結果を踏まえた長期施設管理計画への反映（下期）	
	震源を特定せず策定する地 震動※3の追加 （補正申請にて追加※2）		実施時期未定 ↔	基準地震動(Ss-3-3)を考慮した耐震評価を踏まえた 長期施設管理計画への反映（設工認認可後に実施）
技術の旧式化等の措置※4 （製造中止品管理）		適宜実施 ↔ （製造中止に係る情報収集、対象機器の特定、対応方法・実施時期の検討、実施等）		

※1 P4にて概要説明

※2 2025年3月24日の環境安全管理委員会にて報告済

※3 2023年5月24日に設置変更許可を取得した「標準応答スペクトルを考慮した基準地震動Ss-3-3」のことで、2023年8月1日の環境安全管理委員会にて報告済（「設計および工事の計画」認可申請は年内を目途に申請すべく準備中）

※4 P5にて概要説明

3. 焼却炉建家の特別点検について

- 法令上の対応として、運転開始後40年までに特別点検の実施が必要※1となるが、2025年2月13日に公布された実用炉規則の改正では、「原子炉本体よりも長期間使用している共用設備（特定共用施設）」について、原子炉本体の運転年数ではなく、当該設備の使用開始からの経過年数を基準に特別点検を実施することが求められた。
- 伊方発電所においては、焼却炉建家（使用開始から約41年）が該当し、2025年度上期にて特別点検を実施する予定。

※1 P1の現行法令から新法令への移行イメージ 参照

【焼却炉建家の特別点検イメージ※2】

- 焼却炉建家のコアサンプルを採取し、コンクリートの状況を分析・調査する。



コアサンプル採取状況※3



採取したコアサンプル

※2 使用している写真は、焼却炉建家の特別点検で実施する作業を別の建物で実施したもの

※3 採取場所、会社名をマスクング

4. 製造中止品管理について

- 長期施設管理計画の技術評価対象である約2万5千点の設備をはじめ、伊方発電所3号機の全ての保全対象設備について、設備を構成する部品等の調達に支障が出ないように、製造中止品管理を実施していく。
- 製造中止品管理では、「情報の収集」「機器の特定」「対応方法及び実施時期の検討」の3ステップで対応策を検討し、実施していく。また、製造中止品管理プロセスについて定期的に有効性を確認する。

